

令和6年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

令和6年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和6年9月25日（水）

9:30～10:30

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 1人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 2人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博（欠）	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎（欠）	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 新田晋太郎委員・樋ヶ隆行委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条

議案第2号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

議案第3号 非農地判断

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

第3 その他報告事項

会長	<p>ちょっと時間が早いですが、出席される方が皆さんお揃いになられましたので、これから令和6年度第5回目の農業委員会総会を始めたいと思います。先般17日に市町村農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会がありまして、代表して4人で行ってまいりましたが、話は今あちこちで進めてもらっております、地域計画についての、江津市が全国に先駆けまして7月に地域計画を策定したということで事例発表がありました。話を聞いて最後に本音が出たかなと、担当者の課長補佐さんが最後にちらっとスライド一面で言っておられましたが、来年のことわからぬのに5年先、10年先のことが考えられないという意見があそこでも出たそうです。沢谷も今やっていますけれども、一番先に意見として出たのが、来年のことわからぬのに、そんな先の計画も策定できるかという話がありましたけれども、それでもそういった中でやっていかなければならぬということで昨日の晩も2回目の会合を開きましたけれども、なんとかすすめていかなければならぬということで、あずりこずり今やっている状態です。その後女性農業委員の登用ということで浜田市農業委員会の会長代理の方が今までやってこられたことをスライドを使って、女性委員の皆さん、たくさん出てきてくださいと、とにかく女性委員さん頑張ってくださいと。あともう一人農業会議所の方から全国農業新聞の購読について話がありまして、島根県が全国で下から3番目だそうです。全体で57%ぐらいか。これは農業委員になったら全国農業新聞は読んでください。ぜひ購読してやってください。まだの方は事務局の方へ購読の申し込みをしてあげてください。お願ひします。</p> <p>ということで先程から米の単価が高くて、コシヒカリに関しては一等米比率が悪いそうです。今きぬむすめを済んだ方が居られると思いますけれども、まだ今もうちょっと残っている方が多いと思いますけれども、ここへきて雨が降ったりして田の状態が悪いところがあったりして、私も難儀してやっているところがあったりしますけど、今年の夏は暑くて消毒から何から大変で来年からは米を減らすという人の話を聞きますし、イノシシやサルが出て大変だという人もいますし、だんだん米作りも難儀になってきますけれども、今単価がいいので来年以降どうなるかわからないので、倒れないように頑張ってください。</p> <p>ということできつそく議事の方に入りたいと思いますけれども、今日の議事録署名委員は6番委員さんと2番委員さんにお願いします。欠席は8番委員さんと10番委員さんです。それでは議事について事務局に説明をお願いします。</p>
----	---

令和6年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

事務局	それでは皆さんおはようございます。早速議事に入りたいと思います。議案第1号「農地法第3条」についてです。資料は2ページです。今回1件の申請がありました。所在地は都賀行○○○○他計2筆。登記簿地目・現況地目ともに畑、面積合計252m ² 、譲渡人は長藤在住の●●●さん、譲受人は兵庫県在住の○○○○さんです。申請事由としましては高齢のため畑の所在地の近くに住む受け人へ売買するということです。場所ですが、資料3ページ目、都賀行の郷下の方で、都賀行の昔スタンドがあったところの交差点から日平の方に向かってもらって、500mぐらい行ったところにあります。資料4ページ目に6番委員さんと10番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。
会長	現地確認に行かれた6番委員さんお願いします。
6番委員	写真で見てもらってわかると思いますが、今ちょっと草が生えておりますが、畑を作るには全然問題がないと思います。
会長	誰かもう作っているのかな?
6番委員	今年は作っていないのかなと思います。
会長	なんかネットがしてあるな。まあ譲渡ということだそうですが。○○○○さんは神戸の方ということになっているけど、こっちにおられるの?
事務局	住所は神戸ということになっておりますけれども、こちらに帰って来ておられるそうです。
会長	●●●●さんはどちら?響谷の方では?
7番委員	農協に出ておられた方では?
6番委員	響谷に入ったところです。
7番委員	川を渡ったところです。

令和6年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

会長	あの人気が都賀行に土地を持っているんだ。
事務局	そうですね。
会長	〇〇〇〇さんだから、近くにいて。高齢のため近くに住んでおられるんだな。面積は大したことはないか。何か質問がある方おられませんか?ないようでしたら採決を取りたいと思います。議案第1号に賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	はい。賛成多数で議案第1号は承認されました。続きまして議案第2号について説明をお願いします。
事務局	では議案第2号「農地中間管理事業法第19条の2 農地利用集積計画一括方式」について説明します。資料は5ページ目です。今回2件申請がありました。まず1件目ですけども、所在地は柵谷〇〇〇〇外計6筆、登記簿地目は山林または原野、現況地目は畑です。面積は全体では45, 553m ² ですが、耕作面積で34, 213m ² です。貸付人は鹿児島県の●●●●株式会社、借受人は千原の〇〇〇〇株式会社です。こちらはしまね農業振興公社の転貸による利用権設定です。期間は令和6年10月1日から令和11年12月31日までです。 続きまして2件目ですけれども、今回の報告第2号と併せて話をさせていただきます。まず資料12ページの方をお願いします。報告第2号の利用権の終了ですけれども、所在地は村之郷……、登記簿地目及び現況地目はともに田。面積2, 545m ² ですが、そもそも借受人であります広島市在住の■■■■さんがなかなか遠方で耕作するのが難しいということで、農事組合法人△△△△に貸し出すということで合意解約をして、資料6ページにありますが、所有者の広島市在住の▲▲▲▲さんの方から新たに借受人の農事組合法人△△△△にお願いするということでした。こちらもしまね農業振興公社の転貸による利用権設定です。期間は令和6年10月1日から令和13年12月31日までです。ちなみにこちらは賃貸借の契約となっております。 次資料7ページ目ですが、まず1件目の場所ですが、こちら柵谷の、こちら北の方に大邑国営開発農地の柵谷団地がありまして、位置図の方に県道がありますが、この道沿いに自動販売機がありまして、その

	奥の方に畑がありまして、その農地です。続きまして資料8ページ目で すけれども、こちらが村之郷の件ですが、村之郷2の集落の中心あたり の農地となっております。こちら前回、前々回も続けて農地中間管理事 業に出しております、これで終わりということになります。説明は以 上です。
会長	はい。今利用権設定についての説明がありました。皆さんの方から何か 質問がありますか？
5番委員	1件目の○○○○株式会社の方は何をされるんですか？
会長	牧草を植えられるみたいです。
5番委員	牛の放牧ではなくて？
会長	むかしは●●●●株式会社の前会社がやっていたけれど。
事務局	牧草を作つて、それを持っていくということです。
会長	特にありませんか？無いようでしたら採決を取りたいと思います。議 案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員挙手により、議案第2号は承認されました。 続きまして議案第3号の説明を事務局の方からお願いします。
事務局	では議案第3号「非農地判断」についてです。資料は9ページ目となり ます。所在地は湯抱○○○○他計2筆。登記簿地目は田。現況地目は一 筆が山林原野、もう片方が畑です。面積は合計で211m ² です。所有者 は広島市在住の●●●●さんです。次のページ資料10ページ目ですが、場所 ですが湯抱の国道375号線から湯抱温泉へ入っていくところにちょっと広い 広場があるあたりになります。右側の農地の上の方に家がありますが、むかし▲▲▲▲さん という方が住んでおられまして、その娘さんであります●●●●さんが相続によつてこちらの家の 所有となっておりますが、今浜原に住んでおられる方に家を貸してお

	られるんですけれども、今回正式に家を浜原の〇〇〇〇さんという方に売られるということで、農地と併せてということということなんですが、こちら元々国道のところに農地があったんですが、国道の用地買収により法面だけが農地として残っておりまして、これで耕作するというのも大変かなと思いました。非農地判断として考えさせていただきました。あと左側に小さい農地がありますが、本当に畑だったのだろうかと。ほんの18m ² の土地がありまして、こちらも非農地判断とさせていただきたいと思います。資料11ページ目ですけれども、3番委員さんと11番委員さんに現地確認をしてもらいました。上の写真の方、上の法面というところがありますけれども、委員さんが立っておられるところから下の国道に向けての斜面のところが農地となっております。下の方の写真を見てもらいますと、こちらの山の中に農地がありまして、もう農地としてどうかなということで非農地判断としてあげさせております。説明は以上です。
会長	はい。現地確認された3番委員さんお願いします。
3番委員	事務局が言わされたように、これ農地かなというところでしたので、もう耕作することはできないだろうという感じでした。上の写真のところなど機械は入らないでしょうし、下の写真の方は法面があつてどこが農地なのかわからないところでした。
会長	ありがとうございます。ここは国道ができる時に山を削っていたような。家も立ち退きにあったのでは?皆さんの方から何かご意見ありませんか?法面だけ残っても農地にならないだろうになあ。
事務局	国道を改良する際に用地買収するんですけども、工事にかかるところしか買収されませんので、その分だけ残ってしまいます。
3番委員	元々の農地は大きかったですよね。
事務局	元々の農地は大きかったんですけど、そもそもここはどうだったかなと、ちょっと思い出せなくて。
3番委員	こんな形の農地だったんですけど。

会長	だから家ごと売買されるということですね。入る人は〇〇〇〇さん?
事務局	浜原の■■■■さんが今住んでいるところの近くに住んでいます。
会長	このまえ浜原の□□□□さんのところ見に行つたけど、そこ?協力隊ではない?
事務局	その方ではないです。
会長	これはもう非農地として。それでは議案第3号についての採決を取りたいと思います。議案第3号に賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	賛成多数で議案第3号は承認されました。議案は以上ですね。あと報告第1号は先ほど説明がありましたよね。報告第2号について説明をお願いします。
事務局	報告第2号「農地法第3条の3 相続などによる権利移動」についてです。資料は13ページ目です。こちらは2件の届出がありました。同じ人物なんですが、まず1件目、所在地は浜原○○○○他計2筆。登記簿地目及び現況地目はともに畠。面積は合計813m ² 。所有者は浜原●●●●の〇〇〇〇さんで、相続によりまして江津市在住の■■■■さんに所有権が移ったとのことでした。もう1件同じ所有者・届け人ですけれども、所在地は浜原▲▲▲▲、登記簿地目及び現況地目はともに畠、面積219m ² 、所有者は浜原●●●●の〇〇〇〇さんでしたが、相続により江津市在住の■■■■さんになりました。こちらなんですが、今回行政書士さんから報告があったんですが、合計3筆あるんですが、〇〇〇〇さんが亡くなられてしばらくしてから相続をしたということが、相続する際に■■■■さんの祖父に当たる●●●●さんからの直接の相続なんですが、遺言状がありまして、1件目の2筆については●●●●さんから娘さんに当たる□□□□さんに遺言状により一度遺贈して、そこから□□□□さんから息子である●●●●さんへ相続がおこなわれました。一度●●●●さんのお母さんである□□□□を通しての相続ということでした。次のページ、資料14ページ目ですけれども、浜原の浜原大橋が上に見えておりますが、そこから南の方に行った

令和6年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

	ところの江の川沿いでして。スクールバスの車庫が農地を記しているところの右下の方にあるんですが、その上の方に農地が3枚あります。こういった農地が今回の相続の届出がありまして、それを受理したことの報告です。説明は以上です。
会長	だいぶ前だよね、●●●●さんが亡くなったのは。9番委員さん。●●●●さんが亡くなつてから大分たちますよね。
9番委員	ですよね。覚えてないです。
5番委員	9番委員さん、まだ美郷町に帰つてこられていないでしょ。
会長	まだ帰られていない？多分登記しないといけないからということで、あわててされてのことでしょう。相続して登記しないといけないことになったからね。その関係でしょう。それでは報告事項は終わりました。 (この後、市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会の内容を報告し、全国農業新聞のあっせんをし、次回総会開催日の協議をして閉会。)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会長 山田 昇

議事録署名者 新田 晋太郎

議事録署名者 梶ヶ隆行